

令和4年度錦福社会事業活動計画

【社会福祉法人錦福社会】

社会福祉法人「錦福社会」は、昭和63年5月13日に法人を設立し、翌平成元年5月1日に特別養護老人ホーム「錦苑」を開苑、平成12年3月31日には介護老人保健施設「あさぎりの郷」を開設いたしました。そして平成25年12月1日には、介護老人福祉施設「ヴィータ」が開設し、順調に推移しています。

さて、新型コロナウイルス(COVID-19)は感染者数等の強弱を繰り返しながら、更に感染力の強いオミクロン株が現在主流となっている状況にあり、若年層の重症化率は低下傾向が見られるものの、免疫力が弱く基礎疾患のある入所者を多く抱える高齢者施設には現在も脅威となっている状況です。法人では3回目のワクチン接種が入所者及び職員全員において既に終了している状況ですが、全拠点において情報を共有しながら施設内へのウィルスの侵入を全力で阻止する強化体制を継続的に実施している状況となっています。

このような状況において、人々の経済活動は停滞し生活環境や労働環境も大きく変化していくと共に、特に地方においては閉塞感が強く感じられるようになり、人材の確保もより不安定さが増大しているのが現実となっています。地域において既に限定的である人的資源を有効に活用していくことが今後の法人の大きな課題と言えますが、現有している職員が将来に向けて不安を持つのではなく、法人で働くことへの安心感や期待感が持てるような指針を環境の変化に応じながら具体性をもって職員全員に示していくことが法人の責務であると考えます。

1 安定した人材の確保と効率的な運営を推進します

適正な職員を安定的に確保していくために、法人内で情報を共有し意欲のある人については定年後の雇用継続、若年層の職員には子育て支援など、安心して働ける環境整備と働きがいのある職場づくりを実施します。新規雇用についても情報提供報奨金制度の充実など多様な支援を実施していきます。

2 事業内容の精査と再構築を実施します

地域のサービス利用対象者の現状を分析するとともに、現在法人の提供するサービス事業が地域の現状と乖離していないか精査し、限られた人員で本当に地域に必要とされるサービスに集中できるよう事業内容を再構築し法人資産の重点的配分を検討していきます。

3 自立支援・介護予防推進のため、地域情報の共有化を図ります

地域包括支援センターを中心に、地域の課題などの情報収集と問題の共有化を図り、課題の解決に向けた取組みを行います。そして、自立支援・介護予防を主とした地域の福祉ニーズに応じた取組みを展開していきます。

4 計画的な施設整備を行います

老朽化が進展している施設や設備について、計画的な整備を実施します。

【令和4年度錦福祉社会事業計画】

《錦苑拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取り組み)	活動計画(具体的な取り組み計画・スケジュール)
<p><特別養護老人ホーム錦苑></p>	<p>ICT・介護ロボット等を活用した 介護サービスの展開と業務の見直し</p> <p>新型コロナ・災害発生時における BCP業務継続計画の策定</p>	<p>1. ICT・介護ロボット等の活用の推進と業務の改善</p> <p>① 見守り機器、インカムを活用し、職員の負担軽減を図る</p> <p>② 介護ロボット等を活用し、腰痛対策やストレス軽減を図る</p> <p>③ 介護現場の情報をICT化することにより、エビデンスに基づく介護サービスの提供を促進する</p> <p>1. BCP業務継続計画の策定と検証</p> <p>① 感染症対策を徹底し、施設内の感染を起こさない</p> <p>② 策定した計画に課題や実効性があるかの検証を行うため定期的な見直しとシミュレーション・研修を実施する</p>
<p><錦苑デイサービスセンター></p>	<p>感染症対策の徹底</p> <p>こころのケアの実践</p> <p>安全な送迎サービス</p>	<p>1. 感染予防対策マニュアルの遵守及び業務継続計画の策定に取り組む。</p> <p>1. 身体的及び精神的な状態を勘案して、一人ひとり明確な計画を策定し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう援助する。</p> <p>2. ご利用者の意向や趣味を考慮しつつ、生活に張り合いを見出すためアクティビティの取り組みを積極的に行う。</p> <p>1. 利用者個人の心身状態及び地理的状況等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供する。</p> <p>2. 安全第一を念頭においた走行、車両の定期的な点検を行い、常に利用者の安全確保に細心の注意を払うよう努める。</p>
<p><錦苑ヘルパーステーション></p>	<p>自立支援に向けての取り組み</p> <p>サービスの質の向上</p>	<p>1. 残存機能を低下させたり、主体性を損なわせたりすることがないように出来ることをよく見極め、多職種とも連携をとりながら統一した介護、支援を行う。</p> <p>1. 特定事業所加算を取得し、研修計画に沿った研修の実施、対応力、観察力、連携力、接遇力の向上に努める。</p> <p>2. ケアピアノート(通信アプリ)を活用し、情報の共有に努め、サービスの改善や業務省力化を目指す。</p>
<p><錦福祉会居宅介護支援事業所></p>	<p>ケアマネジメントの質の向上と公正 中立性の確保</p>	<p>1. 4月から他事業所から引継ぎケースも含め、担当件数増となる中においても介護保険法に基づいた公正、中立性を確保しつつ質の高いケアマネジメントへの取り組みを継続する。また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していく。</p> <p>2. 必要性やニーズに応じて利用者の診察に同席し医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。</p> <p>3. 他の法人等が運営する居宅事業所との合同研修や年間での計画的な研修などWEB、動画配信など活用を含め取り組む。</p>

《ヴィータ拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p><介護老人福祉施設ヴィータ></p>	<p>1.感染症や災害への対応力強化</p> <p>2.基本サービスとなった口腔衛生管理体制を実施していく</p> <p>3.科学的介護情報システムの活用によるケアの質の向上</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症発生時のBCP(業務継続計画)について、机上シミュレーション訓練を行う中で、精度を高めていく。</p> <p>② 自然災害発生時のBCP(業務継続計画)についても組織的に取組み、地域との連携体制も整備していく。</p> <p>① 協力歯科医院と連携し、口腔衛生管理体制を整え、ニーズのある入居者には口腔衛生管理加算も算定していく。</p> <p>① LIFEのフィードバック情報の分析力を養い、データを活用したケアの質の向上を目指す。</p>
<p><配食サービス></p>	<p>1.安定したサービスの提供</p> <p>2.安心・安全な食事の提供</p> <p>3.美味しく食事ができる環境作り</p>	<p>① 配食先の食事担当者と連携し、問題が発生した場合も速やかに対処していく。</p> <p>② 厨房職員と情報共有し、事故等につながらないように努める。</p> <p>③ 適時適温給食提供の徹底。</p> <p>① 給食委託業者の内部研修で衛生管理の徹底を図る。</p> <p>② 非常災害時に備え、定期的なマニュアルや非常食及び備品の見直しを行う。</p> <p>① 食材、食器、盛り付けの工夫で味覚だけでなく視覚でも食事を楽しんでいただけるよう努める。</p>
<p><まりふ居宅介護支援事業所></p>	<p>1.資質の向上</p> <p>2.関係機関との連携強化</p> <p>3.運営の安定</p>	<p>① 介護支援専門員として、資質の向上に引き続き努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続きWeb研修や法人外研修含め、各種研修に参加する。 ・ 運営基準に沿ったサービスの提供を再度確認し、堅実な運営を行う。 <p>① 民生委員、地域住民と関係性及び医療との連携を図り、引き続き協力体制を構築していく。</p> <p>① 業務の効率化を図り、安定した担当件数を維持していく。岩国市のWebサイトも活用する。</p>

《あさぎりの郷拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p>＜介護老人保健施設あさぎりの郷＞</p>	<p>1 在宅強化型維持への取組み (分類形態は加算型維持)</p> <p>2 感染症対策の徹底</p> <p>3 リハビリテーションによる機能回復・維持</p>	<p>1 在宅強化型の指標点数を維持できるような運営を行う</p> <p>2 保健、医療、福祉機関、地域との連携をさらに強化し情報の収集と共有化を図る</p> <p>3 居宅介護支援事業所との連携を強化し、在宅復帰の推進を図る</p> <p>4 経管栄養等重度者でも希望者があれば受け入れを行う</p> <p>5 充実したリハビリテーション機会が確保できる体制を整備していく</p> <p>1 感染防止のための標準予防策の遵守</p> <p>2 施設内感染防止委員会の毎月開催</p> <p>3 発生状況・経路等の把握と対策の徹底</p> <p>4 感染対策委員会による施設内ラウンドの実施</p> <p>5 事業継承計画書の作成</p> <p>6 感染者隔離等実践訓練の実施</p> <p>1 在宅生活での課題抽出 入所前後・退所前訪問において、抽出された課題に対して指導改善、理学療法を実施する</p> <p>2 在宅復帰支援・身体機能維持、改善 在宅復帰後の生活や入所生活で、可能な限り自立した生活が送れるよう目標を明確化して、身体機能や日常生活動作能力の維持向上を図る</p>
<p>＜通所リハビリテーション＞</p>	<p>1 自立支援</p> <p>2 重度化防止</p> <p>3 感染症対策の徹底</p>	<p>1 利用者の持っている能力を最大限に発揮できるような環境づくりを行う</p> <p>2 在宅生活での課題を改善できるよう、担当ケアマネージャーと情報交換、共有を密に行い支援する</p> <p>3 他の社会資源を活用した在宅生活を送れるよう支援する</p> <p>1 退院または退所された利用者に対して在宅生活が継続でき家族の負担軽減ができるように支援する</p> <p>1 感染防止のための標準予防策の徹底</p> <p>2 感染防止委員会の毎月開催</p>
<p>＜訪問リハビリテーション＞</p>	<p>1 生活の場でのリハビリテーション</p> <p>2 在宅での環境設定・動作、介助方法の指導</p> <p>3 感染症対策の徹底</p>	<p>1 実際の生活場面でのリハビリとなるため、課題に対して在宅生活に合わせた身体機能や日常生活動作能力の維持向上を図り、自立を促していく</p> <p>2 要支援の利用者については、短期集中リハビリを行い介護予防に努めていく</p> <p>1 利用者や家族の意見をくみ取り、在宅生活の継続や介護負担が軽減できるよう指導や助言を行っていく</p> <p>1 感染防止のための標準予防策の徹底</p> <p>2 感染防止委員会の毎月開催</p>
<p>＜生活支援ハウスやまなみ荘＞</p>	<p>1生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例及び同管理規則、同運営事業実施要綱に基づき業務を実施する</p>	<p>1 高齢のため居宅において生活することに不安のある者に対し、住居を提供する</p> <p>2 居住者に対する各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行う</p> <p>3 居住者が介護サービスまたは保健福祉サービスを必要とする状態となった場合の利用手続きの援助等を行う</p> <p>4 居住者と地域住民との交流を図るための事業及び交流のための場を提供する</p> <p>5 その他必要な事業を計画し実施する</p>

《包括支援センター拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p>〈岩国市岩国第五地域 包括支援センター〉</p>	<p>1.包括支援センター移転について 周知を図る</p> <p>2.安心して自宅で過ごしてもらえる 環境を確保していく</p>	<p>1 錦町、本郷町に加え新たに美川町、美和町にもエリア が拡大したこと及び場所が錦保健センターに移転した ことを地域の人に周知し利用機会の拡大をアピールして いく</p> <p>1 介護予防・自立支援の推進と高齢者の社会参加、地域 活動の促進に努める</p> <p>2 地域ケア会議を更に強化し、地域ネットワークの促進を 図る</p> <p>3 地域資源を有効に活用し、他職種や他機関との連携を 強化し連携や協働に努める</p>

《その他拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p>〈法人本部〉</p>	<p>1 職員が将来に向けて安心感を感じられるような法人の運営を目指す</p>	<p>① 職員が不安を感じることがないように、雇用や環境整備について情報の収集に努める</p> <p>② 現有戦力でできることとできないことを選別し、職員の意見を参考にしながらサービス提供体制の見直しを協議検討していく</p> <p>③ 意欲のある職員については、定年後も継続して働く機会の提供と、若年の職員については離職防止、子育て支援等の環境整備に努める</p>
<p>〈給食部門〉</p> <p>錦苑拠点</p>	<p>1.食事サービスの充実</p> <p>2.衛生管理の徹底</p>	<p>① 嗜好調査の実施、検食簿や残食状況を分析・評価し、ランチセンターと連携をしっかりと行い、利用者に満足いただける安心・安全な食事の提供を行う。</p> <p>② 利用者個人の身体状況、栄養状態を把握し、多職種と連携して栄養状態の改善に努める。</p> <p>③ 業務に対する意識改革及び効率化に努める。</p> <p>① チルド食の取り扱いや衛生面に細心の注意を払い、食中毒及び感染症予防の徹底に努める。</p>
<p>ヴィータ拠点</p>	<p>1.栄養状態の維持・向上</p> <p>2.給食サービスの向上</p>	<p>① 多職種と連携して入居者一人ひとりの状態を把握し、より詳細な栄養ケア計画を作成して入居者の栄養状態の維持・向上につながる栄養マネジメントを実施する。</p> <p>① 月一回の給食運営会議を開催して日々の入居者の意見や残食等を献立に反映し、質の向上に努める。</p>
<p>あさぎりの郷拠点</p>	<p>1.栄養管理</p> <p>2.感染症対策</p> <p>3.緊急時の対応</p> <p>4.コスト削減</p>	<p>① 利用者の栄養状態の維持・改善を行う</p> <p>② 日々のミールラウンドを行い、食事量や形態を検討する</p> <p>① 感染防止のための予防対策を調理員全員が徹底する。</p> <p>① 緊急時にはマニュアルに沿って、必ず食事の提供が継続できる体制を維持する</p> <p>② 定期的に災害用保存食の消費期限等を確認し、入れ替のタイミングでは試食会を実施するなど、常に安心・安全を確保する</p> <p>① 機器や器具を正しく使用し、使用後の清掃・保全作業を行い、破損などの防止に努める</p> <p>② 光熱費等の削減及び節水等の意識を高めながら業務を実施する</p>

【介護職員の研修派遣計画および資格取得支援計画】

令和04年度

《研修派遣計画》

◎法人としての研修目的

- ① 組織の一員としての自覚を持ち、使命、目標達成に向けて主体的に取り組むことが出来る職員を育成
- ② 専門職としての知識・技術・社会性・倫理を備え「理念」を念頭に置いたサービスを提供できる職員の育成

拠点区分	研修会名	参加予定人数	対象者	開催予定月	
(錦苑拠点)	山口県訪問介護事業所連絡協議会研修会	1	訪問職員	5月	
	災害リスクマネジメント研修	2	相談員・居宅職員	6月	
	社会福祉法人経営力向上セミナー	4	施設長、業務部長他	7月	
	介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修会	2	介護職員	6月～9月	
	山口県訪問介護事業所連絡協議会中央研修会	4	訪問職員	7月～8月	
	中国地区老人福祉施設研修大会	3	介護職員	9月	
	虐待防止研修	5	相談員、介護職員他	9月	
	岩国圏域感染対策研修会	1	看護職員	10月	
	特定給食施設等研修	1	栄養士	11月	
	山口県身体拘束ゼロ推進員養成研修	1	介護職員	9月～11月	
	訪問介護等向け口腔ケア研修	1	訪問職員	1月	
	認知症ケア基礎研修	3	通所職員	7月	
	(ヴィータ拠点)	介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修会	3	介護職員	随時
		認知症介護実践者研修	2	介護職員	5月
リスクマネジメント研修		1	介護職員	6月	
ユニットリーダー研修		1	介護職員	6月	
在宅医療・介護連携研修会		1	管理栄養士	7月	
高齢者の権利擁護と虐待への対応		1	介護職員	7月	
認知症介護実践研修（実践リーダー研修）		1	介護職員	7、10、11月	
介護職のための急変時対応		1	介護職員	9月	
認知症実践者研修		1	介護職員	9、10、11月	
岩国圏域感染症対策研修会		1	看護職員	10月	
コ・メディカル研修		3	介護職員、相談員	11月	
ユニットケアフォローアップ研修		1	介護職員	12月	
身体拘束廃止と高齢者虐待防止		1	介護職員	12月	
介護現場のための現場リーダーに求められる統率力の向上		1	介護職員	12月	
高齢者の権利擁護 高齢者虐待の早期発見のためのケアマネの役割研修会		1	相談員	12月	

拠点区分	研修会名	参加予定人数	対象者	開催予定月
(あさぎりの郷拠点)	介護職員新任研修会	1	入職1年未満の職員	4月
	介護職員中堅研修	2	中堅職員	9月
	短期専門コース	2	中堅職員	6, 9月
	介護職員実地研修	2	中堅以上の職員	6月
	看護・介護部会研修	2	中堅以上の職員	6, 11月
	身体拘束ゼロ推進員養成講座	1	中堅以上の職員	8, 9, 11月
	褥瘡研修	2	中堅職員	11月
	痰吸引研修	2	中堅職員	7, 8, 9, 10月
	高齢者虐待	1	中堅職員	12月
	メンタルヘルス研修	2	中堅職員	12月
	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1	認知症介護実践研修修了者	8, 9, 10, 11月
	プロのターミナルケア	1~2	中堅以上の職員	4月
	認知症介護実践研修	1	未受講者	10, 11月
	介護職員基礎研修	2	新人~中堅の職員	9月
	新任職員フォローアップ研修	1	新任研修修了者	11月
	ケアの質を上げる研修会	2	中堅職員	1月

- ※ 研修参加当日については、出勤扱いとして勤務表を作成する
 研修日前日出発、研修日翌日帰着が必要な場合は、その研修予定日前後日も出勤扱いとして勤務表を作成する
 自主勉強会、個人的な研修参加希望については、上記範囲外とする

《資格取得支援計画》

- ※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、管理栄養士（国家資格）認知症ケア専門士（民間資格）の受験者についてその受験料を法人負担とする（1資格：5回まで）
- ※ 資格取得のための通信過程の受講料を一部補助する（1通信過程：50,000円）
- ①介護福祉士取得 介護職員実務者研修通信過程
 - ②社会福祉士取得 社会福祉士養成通信過程
 - ③精神保健福祉士 精神保健福祉士養成通信過程

《資格取得者への報奨金》

- ※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、管理栄養士（国家資格）の資格取得者に対し報奨金を授与する（1資格：30,000円）